

非鉄金属等需給動態統計調査



政府統計

非鉄金属等需給月報記入要領

〔 生産業者・販売業者用
消費者用 〕

2020年1月

調査票の記載内容は統計法に基づき秘密が保護されます。

経済産業省 資源エネルギー庁

資源・燃料部 鉱物資源課

非鉄金属等需給月報記入要領
(生産業者、販売業者及び消費者用)

目 次

1. 調査の目的	1
2. 秘密の保護	1
3. 調査の対象	1
4. 調査品目	1
5. 調査期日及び調査期間	3
6. 調査票の提出先、部数及び締切日	3
7. 休業、廃業、転業及び名称の変更等	4
8. 結果の公表	4
[記入注意事項]	4
1. 一般事項	
2. コード欄の記入注意	
[月報別記入注意事項]	5
1. (生産業者・販売業者用)	
2. (消費者用)	

非鉄金属等需給月報記入要領

この記入要領は、非鉄金属に関する非鉄金属等需給動態統計調査の記入の仕方についてまとめたものです。

1. 調査の目的

この調査は、非鉄金属等の需給の実態を明らかにすることを目的とし、統計法に基づく承認を得て経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課が実施します。

2. 秘密の保護

この調査により申告された記入内容は、統計法によって秘密が保護されます。したがって、徴税事務などに使用されることはありません。

3. 調査の対象

この調査の対象事業所又は企業は、「4. 調査品目」に掲げる非鉄金属等の生産業者、販売業者及び消費者に属する事業所又は企業が調査の対象となります。

「生産業者」とは、非鉄金属等の掘採、選鉱又は製錬（再生を除く）を行うものをいい、専ら国内の受託による製錬を行うものは含みません。

「販売業者」とは、非鉄金属等を他から購入（輸入を含む）し、その販売を業とするものをいい、委託者名義で輸入又は販売するものは含みません。

「消費者」とは、非鉄金属等を消費しているものをいいます。

4. 調査品目

(1)電気銅（含有量99.90%以上）

販売業者用・消費者用は、さお銅、銅ケーキ及びビレットを含む。

(2)銅ケーキ及び銅ビレット

生産業者用のみ。

(3)銅の故又はくず（含有量97%以上）

銅の故・くず、及びこれらを流し替えたもの。（JIS H 2109 1号銅線くず、2号銅線くず、上銅くず、下銅くず等。）販売業者・消費者用のみ。

(4)銅合金の故又はくず（銅の含有量50%以上）

銅合金の故・くず、及びこれらを流し替えたもの。（JIS H 2109 青銅くず、黄銅くず等。）販売業者・消費者用のみ。

(5)電気鉛（含有量99.95%以上）

電気分解又はその他の製錬によって主として鉱石から製造された新地金。

(6)再生鉛（含有量90%以上）

鉛又は鉛合金の故・くずを再生した地金。（一般的には特号故鉛、1号故鉛、3号故鉛、

硬鉛地金と呼称されているもの。) 販売業者・消費者用のみ。

(7)鉛の故又はくず (鉛の含有量50%以上)

鉛又は鉛合金の故・くず・滓、及びこれらを流し替えたもの。販売業者・消費者用のみ。

(8)電気亜鉛又は蒸留亜鉛 (含有量98%以上)

電気分解又は蒸留法によって製造された地金 (精留亜鉛、再生蒸留亜鉛を含む。)

なお、調合亜鉛は含み、ダイカスト亜鉛合金は除く。

(9)再生亜鉛 (含有量90%以上)

亜鉛又は亜鉛合金の故・くずを再生した地金。(一般的に上丁亜鉛、中丁亜鉛と呼称されているもの、亜鉛ダイカスト。) 販売業者・消費者用のみ。

(10)亜鉛の故又はくず (亜鉛の含有量50%以上90%未満)

亜鉛又は亜鉛合金の故・くず・滓、及びこれらを流し替えたもの。(亜鉛めっきの際発生する亜鉛ドロスを含み。) 販売業者・消費者用のみ。

(11)すず (含有量97%以上)

ブリキくずを電解した電解すず、すず滓等を再生した再生すずを含む。

(12)すずの故又はくず (すずの含有量44%以上)

すずの故・すず合金の故・くず、及びこれらを流し替えたもの。販売業者・消費者用のみ。

(13)アンチモン (含有量95%以上)

粗アンチモンを含む。

(14)水銀

販売業者・消費者用のみ。

(15)ニッケル (含有量90%以上)

輸入ニッケル粉を含む。

(16)ニッケル又はニッケル合金の故又はくず (ニッケルの含有量2%以上)

ニッケルの故・くず又はニッケル合金の故・くず。販売業者・消費者用のみ。

(17)コバルト (含有量97%以上)

粉を含む。

(18)タングステン (含有量99%以上)

粉を含む。

(19)タングステン鉱

タングステンの精鉱 (輸入鉱石を含む。)

(20)モリブデン (含有量99%以上)

粉を含む。

(21)モリブデン鉱

モリブデンの精鉱 (輸入鉱石を含む。)

(22)銀 (含有量99.9%以上)

再生銀地金を含む。

- 注：(1)「銅の故又はくず」と「銅合金の故又はくず」が選別できない場合は「銅合金の故又はくず」とします。
- (2) 銅ニッケル合金については、ニッケルの含有量5%以下の銅合金の故又はくずは「銅合金の故又はくず」とします。
- (3) 「鉛の故又はくず」若しくは「すずの故又はくず」のいずれにも該当するものは、「すずの故又はくず」とします。

5. 調査期日及び調査期間

この調査の調査期日は毎月末日です。また、調査期間は原則として毎月1日から末日までの1か月間となっていますが、やむを得ない場合は、一定の日（例えば25日、20日など）を定めてその日から1か月間の期日を調査期間とすることは差支えありません。ただし、調査期間の変更を行った場合は、備考欄にその旨を必ず記入してください。

6. 調査票の提出先、部数及び締切日

提出先

調査票は以下の郵送、ファクス、電子メール、WEB（電子申請）のいずれかの方法にて、鉱物資源課まで送付又は送信してください。

- (1) 郵送による提出：同封した料金受取人払封筒により調査票を送付してください。切手の貼付は不要です。追加の封筒が必要な場合は8ページ目の問い合わせ先までお知らせください。
- (2) ファクスによる提出：次の番号へ送信してください。送信票（カバーレターなど）は不要ですので、調査票のみお送りください。FAX 03-3580-8440
- (3) 電子メールによる提出：次のメールアドレスへ送信してください。
hitetu-jyukyu@meti.go.jp なお、様式の電子媒体（マイクロソフトエクセル形式）が必要な場合は、下記よりダウンロードしてください。

https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/coal_and_minerals/cm002/summary.html#headline7

- (4) WEBによる提出：「e-Gov 電子申請システム」により提出が可能です。
- ・当該システムの導入は、電子政府の総合窓口 (<https://www.e-gov.go.jp/>) より、「申請・届出の【e-Gov 電子申請】⇒「電子申請メニューの【申請（申請者・代理人）】⇒「e-Gov 電子申請手続検索にて【非鉄金属等需給月報】と入力し検索すれば、各月報の申請手続きに入ることができます。
 - ・ID とパスワードは「非鉄金属等需給動態統計調査について（お願い）」に記載しております。
 - ・システムの導入及び操作方法等の電話でのお問い合わせ先は次のとおりです。

電子政府利用支援センター

電話：050-3786-2225 （ナビダイヤル）

050-3822-3345 （ナビダイヤルが使用できない場合）

(オペレーターによる対応時間：

4～7月：平日 9:00～19:00、土日祝 9:00～17:00

8～3月：平日・土祝 9:00～17:00 (日曜日及び年末年始は受付休止))

提出部数：1部

提出締切日：原則、翌月12日

- ・1月分につきましては、調査票等がお手元に届きましたら、なるべく速やかに御提出ください。(12日以降でも構いません)
- ・2月以降分で、提出締切日を過ぎて締まった場合につきましても、可能な限り集計に反映いたしますので、御提出いただきますようお願いいたします。

7. 休業、廃業、転業及び名称の変更等

休業、廃業等の場合は、同封しております調査対象解除等連絡書に御記入の上、鉱物資源課まで、速やかに郵送又はファクスにて送付してください。

合併等による名称の変更の場合は、その都度調査票の備考欄にその旨を記入して提出してください。

8. 結果の公表

この調査の集計結果は、調査月の翌々月中旬に資源エネルギー庁ホームページにおいて公表されます。

(http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/coal_and_minerals/cm002/results.html)

【記入注意事項】

1. 一般事項

(1) 記入数字について

調査票所定の分類、単位、項目に従って正確、明瞭に記入し、数字はすべて算用数字を用い、**単位未満は四捨五入して整数で記入してください。**

なお、推定による記入はなるべく避け、やむを得ず推定により記入する場合は、備考欄に推定方法を明記してください。

(2) 訂正について

調査票提出後、記入内容に訂正があった場合には、その都度速やかに調査票の提出先に報告してください。

2. コード欄の記入注意

10ケタの事業所番号を「事業所番号」欄に毎月必ず記入してください。(事業所番号は、従来と変更ありません。)

(生産業者用)

調査票番号		年 月 分			事業所番号									
					都道府県		整理番号							
0	1	2	0	2	0									

印刷

事業所番号(従来と同じ)を記入してください

(販売業者用)

調査票番号		年 月 分			事業所番号									
					都道府県		整理番号							
0	2	2	0	2	0									

印刷

事業所番号(従来と同じ)を記入してください

(消費者用)

調査票番号		年 月 分			事業所番号									
					都道府県		整理番号							
0	3	2	0	2	0									

印刷

事業所番号(従来と同じ)を記入してください

〔月報別記入注意事項〕

1. (生産業者・販売業者用)

(1)受払

各欄主要調査項目は、次の定義にしたがって記入してください。

①生産及び受入（販売業者は、受入(A)のみ）

調査期間中にあなたの事業所（企業）が購入、その他の理由により実際に入荷したもので、生産業者用については、次の区分に分類して記入してください。なお、他の委託を受け、その委託者名義で代行販売したものは受入に記入しないでください。

(ア)自社生産(A)

自社事業所で実際に生産したものを記入してください。なお、生産業者に指定されていない販売業者、消費者及び海外からの委託分については、自社生産に含めて記入し、その委託者名及び数量を備考欄に記入してください。

(イ)委託生産(B)

自社名義で共同製錬所等受託製錬業者において実際に生産された委託生産量を記入してください。

(ウ)受入(C)

あなたの事業所(企業)が、通関手続きを終了して直接輸入したもの、生産業者、販売業者等から受入れたものを記入してください。

②消費(D)生産業者のみ。

あなたの事業所(企業)で実際に消費したものを記入してください。

③出荷

調査期間中にあなたの事業所(企業)が販売、その他の理由により実際に出荷したもので、次の区分に分類して記入してください。

(ア)国内販売(E)(販売業者用はB)

調査期間中に実際に日本国内で販売した数量を記入してください。なお、生産業者については、銅、鉛、亜鉛、ニッケル及び銀について販売内訳を「2. 販売内訳」欄に記入してください。販売業者に販売した場合も用途のわかる限り各部門に分類して記入してください。

(イ)その他(F)(販売業者用はC)

国内販売以外の出荷量(輸出等)を記入してください。

④月末在庫(G)(販売業者用はD)

月末現在においてあなたの事業所(企業)が実際に保管し、又はあなたの事業所(企業)が契約の主体となって営業倉庫、その他の保管を委託しているものを記入してください。

(2)備考

この調査票の記入事項について少しでも補足説明の必要があると思われることについて簡潔に記入してください。

(3)その他

調査票の作成者は作成年月日、企業・事業所名、所在地(都道府県から)及び郵便番号、作成者の所属部署名及び氏名、電話番号(市外局番から)を記入してください。社印や作成者の印を押印していただく必要はありません。

2. (消費者用)

(1)受払

各欄主要調査項目は、次の定義にしたがって記入してください。

①自家発生・自家生産(A)

自家発生とは、あなたの事業所が製造加工を行う工程中に、非鉄金属のくずが発生した場合の発生数量及び設備の回収等によって非鉄金属の故類を回収した場合をいい、その

数量を記入してください。

自家生産とは、あなたの事業所が非鉄金属の故、くず若しくは滓類を原料として非鉄金属の地金を生産した場合をいい、その生産数量を記入してください。

例えば、あなたの事業所が鉛くずを熔解精錬して再生鉛を生産した場合は、その再生鉛の生産量を記入してください。

②受入(B)

調査期間中にあなたの事業所が購入、その他の理由により実際に入荷したもので、生産・販売業者等からの購入した数量、あなたの事業所（企業）が通関手続きを終了して直接輸入した数量、同一企業の他事業所から受入れた数量及び受託生産に伴う原材料支給の数量を記入してください。

③消費(C)

あなたの事業所が製造又は加工、その他の理由（受託加工を含む。）により実際に消費した数量を記入してください。したがって、熔解炉若しくは電解槽に投入したものを含みます。

しかし、その把握が困難なときは原料倉庫から工場現場に搬出したものを記入しても差支えありません。なお、この欄に計上されたもので下項「**2. 用途別消費**」に記載されている品目については用途別に分類してください。

④出荷(D)

調査期間中にあなたの事業所が販売、その他の理由により消費者向、販売業者向、輸向に実際に出荷したもので、同一企業内の他事業所に出荷したものも含めます。

⑤月末在庫(E)

月末現在においてあなたの事業所が実際に保管し、又はあなたの事業所が契約の主体となって営業倉庫、その他に保管を委託しているものを記入してください。

注：2月報以上にまたがる品目及び指定品目以外の製品を生産している事業所においては、原材料の受入、消費、出荷及び在庫が重複しないよう特に注意してください。すなわち、異なる生産品目ごとに原材料の管理をしている場合は月報ごとに、原材料の管理を同一にしている場合には、従なる生産品は消費と同一数量を受入とみなし、その差引を主たる生産品の原材料の受入、消費、出荷、及び在庫として記入してください。

(2)用途別消費(A～F)

あなたの事業所が調査期間中に消費した数量を品目別、用途別に分類して該当欄に記入してください。

したがって、受払の項の消費量が計上された品目についてのみ記入することになります。この場合、**2. 用途別消費の計（A～Fの合計）**は、**1. 受払の消費（C）**と品目毎に一致しなければなりません。

なお、その他（F）の数量が大きいものについては、備考欄にその用途を記入してください。

用途には次の製品を含みます。

無機薬品……鉛丹、鉛白、リサーチ、亜鉛華、亜鉛末。

特殊鋼……高速度鋼、高速度鋼以外の合金工具鋼、工具鋼以外の合金鋼、ステンレス鋼、耐熱鋼、ステンレス耐熱鋼以外の合金鋼、圧延ロール（鋳鉄、鋳鋼、鍛鋼製ロールを含む。）、耐熱耐蝕合金及びその他の合金鋼。

ブリケット・クリンカー……三酸化モリブデンブリケット、クリンカー及びカルシウムモリブデン。

なお、あなたの事業所が中間製品に消費している場合で、出荷先の用途別がわかるときは、各々の用途に含めて記入してください。

（例）タングステン・カーバイトー超硬工具用に使用されるのがわかっている場合は「超硬工具(A)」の欄

(3)備考

この調査票の記入事項について補足説明の必要があると思われることについて簡潔に記入してください。

例えば、扱い品目、消費用途に変更があった場合や、設備整備のため扱い量に変化があった場合等その旨記入してください。

また、（消費者用）では、従来どおり「電気銅」に「銅ケーキ及び銅ビレット」を含めておりますが、「銅ケーキ及び銅ビレット」を受入れて消費した場合には、その数量を備考欄に記入してください。

(4)その他

調査票の作成者は作成年月日、企業・事業所名、法人番号（国税庁が各法人に指定する13桁の番号）、事業所所在地（都道府県から）及び郵便番号、作成者の所属部署名及び氏名、電話番号（市外局番から）を記入してください。社印や作成者の印を押印していただく必要はございません。

【問い合わせ先】

経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 鉱物資源課
非鉄金属等需給動態統計担当

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

電話：03-3501-9918（直通）

FAX：03-3580-8440

E-mail：hitetu-jyukyu@meti.go.jp